5/14 朝日

# 「こども家庭庁」法案 可決

## 衆院内閣委 財源・具体策 見えず

政府提出の「こども家庭庁」設置関連法案が13日、衆院内閣委員会で与党と国民民主党の賛成多数で可決された。対案を提出していた立憲民主党と日本維新の会は反対した。必要な財源確保などの課題は残されたままで、子ども政策の充実につながるかどうかはいまだに見えてこない。

関連法案は、こども家庭庁を首相が直接所管する内閣府の機関として2023年4月に新設し、専任の大臣を置き、ほかの省庁に政策の改善を求める勧告権を持つ内容。17日の衆院本会議で可決される見通しだ。

この日の審議には岸田文雄首相が出席した。立憲の泉健太代表が課題である予算確保について質問。首相が将来的に現在の予算を倍増させると繰り返している点について「具体策をもって倍増に至る計画を持っているのか」とただした。

首相は具体的な政策を積み上げていく必要性を強調したが「いつまでに倍増するとかそうした期限は区切っていない」とし、倍増の時期はあいまいで、あくまで方向性に過ぎないことが明らかになった。子ども政策の充実に必要な財源確保についても「社会全体でどうやって財源を賄っていくのか。しっかり整理する必要がある」と述べるだけだった。「具体的な政策」も語らなかった。

「縦割り行政」の弊害が解消されるかどうかもはっきりしない。こども家庭庁が設置されても、幼稚園や義務教育といった教育分野は文部科学省に残り、長年の課題だった「幼保一元化」は見送られたからだ。

この点について首相は子ども政策が多くの省庁にまたがる現状を改善するため「一段高い立場からしっかりとリードする役所をつくることで、それぞれの専門性も生かしながら連携をより強力なものにしていく」と強調。だが維新の遠藤敬国会対策委員長は「子どもの福祉に関する政策は全て一元的にやるんだというぐらいでやらないと構造は変わらない」と主張した。

行政から独立して調査・勧告する第三者機関「子どもコミッショナー」は専門家からもその必要性を訴える声があがり、野党も設置を検討するように求めた。

首相は調査権がない第三者機関であることも家庭審議会で「さまざまな声をしっかりと聞かせていただく。透明性や公平性をしっかり確保しながら権利、利益の擁護を図っていく」と述べ、応じなかった。

（小木雄太、久永隆一）